

## 微小粒子状物質(PM2.5)に係る 注意喚起の実施について

～環境保全課からのお知らせ～

愛媛県では、国の微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起に係る暫定指針を踏まえ、県内において、PM2.5濃度が暫定指針(日平均値70μg/m<sup>3</sup>)を超えると予測される場合に、注意

喚起の情報を愛媛県のホームページでお知らせするとともに市町および報道機関に連絡が入ることになりました。

### 【PM2.5とは】

大気中に漂う粒径2.5μm(1μm=0.001mm)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径10μm以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子です。

PM2.5は粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

### ◆予測方法について

県内9ヵ所の各測定局の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が、上位の2局の平均値を再平均して70μg/m<sup>3</sup>を超える場合、県内において暫定指針を超える可能性があると予測し、注意喚起が行われます。

### ◆注意喚起の実施について

県内において、暫定指針を超える可能性があると予測された場合、愛媛県より午前8時頃までに注意喚起情報が県ホームページに掲載され、報道機関や市町等へ情報提供が行われます。テレビやラジオ等からの情報にご注意ください。

※注意喚起があった場合には、  
次の行動の目安を参考に対応してください。

### 【注意喚起時の行動の目安】

- 不要不急な外出や屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らしてください。
- 部屋の換気や窓の開閉を必要最小限にし、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしてください。
- 高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等)の方は、体調に応じてより慎重に行動してください。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先  
役場 環境保全課 廃棄物対策係 ☎45-1111 内線2132